

このメールマガジンは群馬産業保健推進センターのホームページに掲載された新着情報やその他の産業保健情報について配信しています。

目 次

1. 「産業保健への支援の在り方に関する検討会」報告書の取りまとめ
 2. 産業保健セミナー（11・12月の予定）のご案内
 3. 10月のセミナー結果
 4. 関係機関の動き
-

「産業保健への支援の在り方に関する検討会」報告書が取りまとめられました

当センターは、職場における産業保健活動の支援を目的として設置されているものですが、厚生労働省において「産業保健への支援の在り方に関する検討会」が設けられ、先日、同検討会の報告書が取りまとめられて発表されました。⇒⇒⇒

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001qjfu.html>)

これは、職場におけるメンタルヘルス問題が大きな課題となるなど産業保健を巡る最近の情勢に対し、国による事務・事業の見直しにより産業保健推進センターの統廃合等による運営の効率化が求められており、サービスの低下が懸念されていることから、今後の産業保健推進センター等による支援のあり方について検討したものです。

現在、産業保健活動に対する支援機関として産業保健推進センターのほか、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センターがありますが、同報告書ではこれらの連携・総合調整と効率的な支援の必要性がうたわれています。また、産業保健推進センター集約後においても、これまでと同様に、当該地域の医師会等の協力を得ながら産業医等に対する専門研修等を実施するなど、現在の産業保健支援サービスが低下しないような配慮が必要であるとしています。

昨年度末、産業保健推進センターが集約された県においても、連絡事務所が置かれ、従来と同様の産業保健支援サービスの実施に努めています。今後とも、職場の産業保健活動の充実に当センターをご活用ください。

産業保健セミナー（11・12月の予定）のご案内

当センターの産業保健セミナー（11・12月分）を掲載します。受講料・教材費は無料です。

*セミナーは、できるだけ計画通り実施したいと考えていますが、電力事情や会場等の

都合により、研修の中止や日程・会場の変更をすることがあります。

お手数ですが、直前にホームページ

<http://www.gummasanpo.jp/seminar/index.html>

でご確認の上ご参加ください。

(申し込みいただいた後の変更については、連絡先がはっきりしている方には、センターからご連絡いたします。)

◎メンタルヘルス対策実務向上セミナー

☆ カウンセリング（中級）「認知行動療法」～事例研究～

開催日時 11月9日（水）13：30～16：30

会 場 群馬産業保健推進センター（定員 20 名）

講 師 嶋方 喜斌 氏（カウンセリングルーム「雨あがり」主宰）

内 容 ストレスを受けやすい人の思考パターンや思考傾向、「自動思考」や「認知の歪み」とはなにか。その気づきによる修正はどうすればいいのか。自分自身のストレス耐性を高めると共に、こころを病む人への寄り添い方を、事例に取り組みながら考えます。

☆ 人の「こころ」を理解するための心理学

開催日時 11月14日（月）14：00～16：00

会 場 高崎市総合福祉センター会議室 2（定員 45 名）

講 師 羽鳥 裕明 相談員（寺子屋心理カウンセリングルーム所長）

内 容 カウンセリング技法の基礎を学んだことがあっても、実際の現場ではなかなか活かしきれないということもあります。なぜならば実際の現場においては学んだことの基本どおりにカウンセリングが進むとは限らないからです。人間の「こころ」が理解できていなければ相手に共感することもできませんし、臨機応変に対応することもできません。この研修では、傾聴だけではないもう一步踏み込んだカウンセリングのやり方やそのための人間心理の分析方法などについて、カウンセリングのデモンストレーションを通して学んでいくと共に、これまで数多くの人々の悩みに接してきた経験に基づいてお話させていただきます。

☆ メンタルヘルス不調者の事例検討

開催日時 11月16日（水）14：00～16：00

会 場 群馬県公社総合ビル 1 階東研修室（定員 50 名）

講 師 森 弘文 相談員（神田医院 心療内科・精神科）

内 容 自己実現の欲求と、中年期の心理的危機を中心にして、メンタルヘルスの不調とその拡がりを考えていく内容です。その後続く老年期のメンタルヘルについても視野に含めます。

◎健康確保・増進対策セミナー

☆ 健康診断の事後措置

開催日時 11月10日（木）14：00～16：00

会 場 高崎市総合福祉センター会議室 2（定員 45 名）

講 師	月岡 関夫 相談員（月岡内科医院院長）
内 容	健康診断は、以前は職業病の早期発見や高血圧、肺結核の診断が主な目的でした。最近ではメタボ健診といわれる様に生活習慣病の予防に重点がおかれています。また、メンタルヘルスにも注意が払われるようになりました。これらのことは一人ひとり条件も異なり、健康診断後の各個人の事後処置が大切となります。

◎産業保健スタッフ実務向上セミナー

☆ 職場における救急体制（AED 等）

開催日時	12月6日（火）13：30～16：30
会 場	高崎市総合福祉センター会議室2（定員45名）
講 師	消防署
内 容	いつ、どこで、誰が突然の怪我や病気に襲われるか予測が付きません。職場も例外ではありません。救急車が来るまでの間に適切な応急措置が実施できるかどうかで生死を分けることもあります。緊急事態に備えて、心肺蘇生法、AEDの使用方法等の実習を行います。

◎認定産業医研修

☆ 特定保健指導について

開催日時	11月24日（木）15：00～17：00
会 場	前橋テルサ
講 師	中村 保子 相談員（前橋赤十字病院内科部長）
内 容	特定健診、特定保健指導が実施されて4年が経過します。保健指導の効果についても検討が積み重ねられ、様々な角度からその有用性について検討されつつあります。特定保健指導のその後について、当院での検討も加えてお話させていただきます。

☆ 酒とサカナとタバコと人生

開催日時	12月8日（木）14：00～16：00
会 場	太田市学習文化センター
講 師	小林 淳 氏（本田技研工業㈱栃木製作所 健康管理センター所長）
内 容	働く人へのご褒美、それは仕事のあとの癒しの時間です。晩酌のひとつとき、そして食後の一服は最高の瞬間でしょう。しかし、そこに潜む落とし穴、あなたはどこまで語れますか？ あなたの人生を狂わせることなく、楽しく充実した仕事の後の時間を過ごす方法をじっくりと伝授いたします。

☆ 職場復帰と産業医

開催日時	12月15日（木）15：00～17：00
会 場	前橋テルサ
講 師	倉富 雄四郎 氏（富士重工業㈱専属産業医）
内 容	メンタルヘルス対策において、産業医に対してその役割が特に期待されるものが、「三次予防」としての職場復帰支援でしょう。ガイドラ

インは示されているものの、その対応は極めて個別的であり、休業が長期化する事例が増加しています。実務上の問題点について考えてみたいと思います。

☆各セミナーのお申し込みは、当センターホームページからどうぞ

→ <http://www.gummasanpo.jp/seminar/index.html>

10月のセミナー結果

◎メンタルヘルス対策実務向上セミナー

☆ カウンセリング（中級）

開催日時 10月5日（水）13：30～16：30
会 場 群馬産業保健推進センター
講 師 浅野 良雄 相談員（対話法研究所所長・臨床心理学修士）
参加者 6名
内 容 相談業務におけるカウンセリングで使われる「傾聴」や「共感」の技法は、知識として知っているだけでは不十分であり、講師が考案した「確認型応答」というスキルを中心に、相談における対話の具体的なコツを実習しました。参加者の方から「メンタル対応やクレーム対応等いろいろな場で活用できそう」「発言しやすく雰囲気の良いセミナーだった」等のご意見をいただきました。

☆ 「今なぜ、コミュニケーションなのか」～問われるコミュニケーション能力～

開催日時 10月11日（火）14：00～16：00
会 場 太田市学習文化センター
講 師 嶋方 喜斌 氏（カウンセリングルーム「雨あがり」主宰）
参加者 12名
内 容 グローバルな時代に則した多彩な人材が求められる中、企業の緊急の課題となっている社員のコミュニケーション能力について、事例を通して解説いただき、今問題になっている「パワハラ」も「こころの病」もこのコミュニケーション能力の問題でもあることを説明いただきました。参加者の方から「現場での対人関係ですぐに役立つ内容だった」「とても分かりやすく聞きやすい研修だった」等のご意見をいただきました。

☆ メンタルヘルス不全者の休職と職場復帰

開催日時 10月20日（木）14：00～16：00
会 場 群馬県公社総合ビル
講 師 椎原 康史 相談員（群馬大学大学院保健学研究科教授）
参加者 22名
内 容 メンタル疾患での休職と職場復帰について、安全配慮義務から療養中および復職前後の対応、復職支援はなぜ必要かなどを具体的に解説いただきました。参加者の方から「ポイントをわかりやすく説明されている」「具体的でとても分かりやすく、参考にできることが多かった」等のご意見をいただきました。

◎健康確保・増進対策セミナー

✧ 新型インフルエンザ対策

開催日時 10月6日（木）14：00～16：00
会 場 群馬県公社総合ビル
講 師 藤田 晴康 相談員（赤城病院内科部長）
参加者 10名
内 容 （新型）インフルエンザに対するこれまでの対策を振り返り、評価と反省を行いながら、インフルエンザの基礎知識を確認し、事業継続計画等事業所における対策について解説いただきました。参加者の方から「今後会社での対策に必要な情報が得られた」「最新の情報を知ることができた」等のご意見をいただきました。

✧ 非正規労働者の健康管理

開催日時 10月25日（火）14：00～16：00
会 場 群馬産業保健推進センター
講 師 倉富 雄四郎 氏（富士重工業㈱専属産業医）
参加者 5名
内 容 雇用形態の多様化により、職場に働いているさまざまな立場の非正規労働者について、その現状と事業主の安全配慮義務という観点からの健康管理について説明いただきました。参加者の方から「現在かかわっている問題に対応していた」「事例がとても参考になった」等のご意見をいただきました。

✧ 効果的な特定保健指導の展開

開催日時 10月26日（水）14：00～16：00
会 場 群馬産業保健推進センター
講 師 佐藤 由美 相談員（群馬大学大学院保健学研究科教授）
参加者 7名
内 容 平成20年度から導入された特定健診・保健指導について、これまでの実績に基づき出されている全国レベルの実態調査や各自治体、企業等での研究報告を概観しながら、健診受診率向上、保健指導利用率・終了率向上、保健指導による生活習慣改善率向上等に関わる要因や効果的な取り組みの工夫について解説いただきました。参加者の方から「個別の学習ができた」とのご意見をいただきました。

◎認定産業医研修

✧ 局所排気装置の見直し

開催日時 10月13日（木）15：00～17：00
会 場 前橋テルサ けやき
講 師 柿沼 泰明 相談員（労働衛生コンサルタント）
参加者 21名
内 容 粉じん、有機溶剤等化学物質を取り扱う職場で作業環境改善のため多用されている局所排気装置について、設計・管理上の不備や使用方法の間

違い等について、不良な事例を参考に有効活用するための対策について解説いただきました。参加者の方から「実地で役立つのでよかった」等のご意見をいただきました。

(研修風景の写真は当センターホームページからご覧になれます。)

関係機関の動き

- 1 厚生労働省委託事業として化学物質の危険有害性情報伝達制度の説明会が開催されます。⇒http://www.jisha.or.jp/seminar/chemicals/t9092_setumei.html
化学物質の危険有害性は物質ごとに異なるものであり、その危険有害性を踏まえ、リスクの程度に応じて適切な対策を講じることが必要です。この説明会は、国からの委託により行うもので、化学物質の危険有害性情報の流通の促進や「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく化学物質のリスクアセスメントの一層の推進について、中小企業等の化学物質管理の担当者等を対象に行います。参加は無料です。
- 2 厚生労働省では、「産業保健への支援の在り方に関する検討会」報告書の取りまとめを発表しました。⇒<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001qjfu.html>
厚生労働省が開催した「産業保健への支援の在り方に関する検討会」（座長 相澤好治 北里大学副学長）は、産業保健を巡る最近の環境の変化に対応し、今後の支援を効果的・効率的に実施する方策について検討するため、学識経験者、医師会関係者等を招いて平成23年6月から4回開催されました。その議論を踏まえた報告書を取りまとめ、公表したものです。
- 3 厚生労働大臣から、労働政策審議会（会長 諏訪 康雄 法政大学大学院政策創造研究科教授）に対し、「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」について諮問が行われました。⇒<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001s1sj.html>
厚生労働省としては、同審議会の答申を踏まえて法律案を作成し、臨時国会提出への準備を進めることにしています。
法律案のポイントは
○メンタルヘルス対策の充実・強化
○型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加
○受動喫煙防止対策の充実・強化
となっています。
- 4 厚生労働省では、先般取りまとめられた「化学物質のリスク評価検討会」報告書（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001iz7t.html>）に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について周知を図るよう通知を出しました。
「化学物質のリスク評価検討会」において、リスク評価が行われたインジウム及びその化合物等13物質（＊）について、労働安全衛生法第28条の2第1項に基づく有害性等の調査を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、自主的にリスクの低減に取り組む

ことを求めています。

*インジウム及びその化合物等 13 物質

①インジウム及びその化合物 ②エチルベンゼン ③コバルト及びその化合物 ④酢酸ビニル ⑤1,2-ジブロモエタン ⑥酸化チタン(IV) ⑦1,3-ジクロロプロペン ⑧ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP) ⑨パラ-ジクロロベンゼン ⑩4-ビニル-1-シクロヘキセン ⑪オルト-ニトロアニソール ⑫カテコール ⑬ニトロメタン

- 5 厚生労働省ホームページに「東電福島第一原発の緊急作業に労働者を従事させる(その労働者を放射線業務に従事させる)事業主の皆様へ」が掲載されました。⇒⇒⇒

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/20111027-01.html>

厚生労働省では、東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所の事故収束のための緊急作業に従事し、または従事した労働者の方に対して、離職後も含めた長期的な健康管理が必要なことから、平成23年10月11日に電離放射線障害防止規則を改正し、これらの労働者を使用する事業主の方に、被ばく線量などの記録をご提出いただくことを義務付けましたが、このことについてのリーフレットを作成したものです。

- 6 東電福島第一原発の労働者の被ばく線量上限が250ミリシーベルトから100ミリシーベルトに引き下げられます。⇒⇒⇒

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001slv9.html>

本年3月14日に、東京電力福島第一原子力発電所での災害拡大防止のため、特にやむを得ない場合として、緊急作業に従事する労働者の被ばく線量の上限を、100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げられましたが、この引き上げられていた被ばく線量限度を、100ミリシーベルトに引き下げるものです。

先日、厚生労働省の労働安全衛生法改正案国会提出が報道されていました。厚生労働省の発表によれば、10月24日に法律案を労働政策審議会に諮問し、妥当との答申を得て、現在国会に提出準備を進めているとのことようです。改正案に盛り込まれている受動喫煙の防止やメンタルヘルス対策には、受動喫煙防止対策助成金制度 ⇒⇒⇒
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>やホームページ「こころの耳」、メンタルヘルス対策支援センター事業をご活用下さい。

=====

<<群馬産業保健推進センターメール配信サービス解除、変更はこちらから>>

<http://www.gummasanpo.jp/melmag/index.html>

<<このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから>>

sanpo10@gummasanpo.jp

=====

《発行元》群馬産業保健推進センター

電話：027-233-0026 FAX：027-233-9966